

**潟上市自治基本条例の見直しに関する取組方針**

平成 28 年 11 月 22 日

潟 上 市

**1. 根拠**

本市は、市民の「参画」と「協働」による市政の運営を目指し、本市の自治に関する最高規範と位置づける「潟上市自治基本条例」を平成 24 年 6 月に公布、翌 25 年 1 月 1 日に施行しました。

この自治基本条例の第 30 条には、「市は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、社会経済状況の変化に照らしてこの条例の内容を見直し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。」と見直しの規定を置いており、今年はその検討時期となっています。

**2. 見直しに対する取組****(1) 自治基本条例制定後の取組状況の確認**

自治基本条例に掲げる「参画」と「協働」によるまちづくりのためにこれまで行った取組について、現状を把握し、課題を洗い出します。

**(2) 委員会の意見の聴取**

市民からなる自治基本条例推進委員会を開催し、現状と課題について協議し、条例改正の必要性などについての意見を取りまとめます。

**(3) パブリック・コメントの実施**

委員会の意見をもとに、条例見直しについての意見募集を行います。

**3. 今後のスケジュール**

平成 28 年 11 月	条例見直しに関する方針策定
平成 28 年 12 月	第 1 回自治基本条例推進委員会 (条例の見直しについて協議)
平成 29 年 1 月	パブリック・コメントの実施
平成 29 年 2 月	パブリック・コメントのとりまとめ
平成 29 年 3 月	第 2 回自治基本条例推進委員会 (条例見直しについての最終結果)